

社会福祉法人妙光福祉会

やすらぎの里半郷

山形市介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型サービス（従前相当）重要事項説明書

当事業所は、山形市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（従前相当）の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 妙光福祉会
主たる事務所の所在地	〒990-2303 山形市蔵王上野字南坂920番地
代表者（職名・氏名）	理事長 柳生法雄
設立年月日	昭和59年9月27日
電話番号	023-688-6266

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	やすらぎの里半郷	
サービスの種類	山形市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（従前相当）	
事業所の所在地	〒990-2305 山形市蔵王半郷字石高79番地7	
事業所の管理者	伊藤浩一	
電話番号	023-688-8288	
指定年月日・事業所番号	平成18年11月1日	0670102342
実施単位・利用定員	1単位	定員20人
通常の事業の実施地域	山形市	
面積	敷地面積1167.12㎡	
建物概要	木造一部2階建 延べ床面積526.3㎡	
損害賠償責任保険	損保保険ジャパン日本興亜株式会社	
第三者評価の有無	無	

3. ご利用事業所の主な設備の概要

食堂・ダイルーム	7.5 m ²
機能訓練室	5.1 m ²
静養室	1.7 m ²
相談室	1.5 m ²
浴室	6.2 m ²
厨房	1.0 m ²

4. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、山形市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・通所型サービス（従前相当）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、山形市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

5. 提供するサービスの内容

通所型サービス（従前相当）は事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排泄、食事等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練として体操やレクリエーションを行ったり他者交流等を図り、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

サービス	内 容
体操	・利用者の能力に合わせて心身機能の維持や健康維持として体操などの訓練を行います。
アクティビティ（介護予防）	・各種レクリエーションをはじめ他者交流等様々な活動を企画いたします。
食事の提供	・利用者の身体の状態に合わせた食事内容を提供致します。
健康チェック	・血圧、脈拍、体温等バイタルチェック ・体調不良時家族へ連絡等
入浴	・入浴（全身浴・部分浴）の援助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
相談・助言	・支援や日常生活に係る相談・助言を行います。

6. 営業日時

営業日	月曜日、火曜日、木曜日、金曜日 ただし、祝日・年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時50分から午後4時00分まで

7. 従業者の職種、員数及び職務の内容

職種	基準	配置人	職務の内容
施設長			職員の管理
副施設長			施設長の補佐
管理者	1	1 (兼務・常勤)	利用者及び職員の管理
生活相談員	1	2 (内1名管理者兼務・常勤)	支援や日常生活に係る相談援助
看護職員	1	2 (機能訓練指導員兼務・常勤)	健康管理及び健康維持のための助言等
介護職員	2	3 (内1名専従・兼務・常勤)	利用者の生活全般に渡る必要な介護等
機能訓練指導員	1	2 (看護員兼務・常勤)	機能減退を防ぐ訓練

8. 利用料等

(1) サービスの利用料

【基本部分】

(月額)

利用回数	サービス費用	利用者負担		
		1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1 事業対象者 週1回程度の利用	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2 事業対象者 週2回程度の利用	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円

【その他の法定料金】

(月額)

加算の種類	加算の内容		法定料金	自己負担額 (1割)	自己負担 (2割)	自己負担額 (3割)
サービス提供 体制強化加算 (I)	介護職員のうち、介護福祉士を70%以上または、勤続10年以上の介護福祉士が25%以上配置している	事業対象者 要支援1 (週1回程度の利用)	880円	88円	176円	264円
		事業対象者 要支援2 (週2回程度の利用)	1,760円	176円	352円	528円

施設対応で送迎を行わない場合は、片道47円の減算となります。

(注1) 上記の基本料金は、山形市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。なおその場合は、事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

(2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき700円の食費をいただきます。
教養娯楽費	レクリエーションの費用(材料費)の実費
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

※キャンセル料

利用者の都合でサービスを直前に中止する場合、昼食代をキャンセル料として700円をご負担していただくことになります。ただし、次の場合のキャンセル料はいただきません。

- ① 利用者の体調の悪化により通院・入院時
- ② 利用日の4日前営業日、正午までにご連絡をいただいた時

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料金、その他の費用は毎月末締めとし、翌月10日以降に1ヶ月ごと一括まとめて請求させていただきます。次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、2週間以内に発行します。

<口座振替のお支払い方法>

銀行振替にてお支払いください。ただし口座引き落としの際、1サービスにつき手数料が掛かりますが、ご利用者負担となります。

きらやか銀行	手数料1件につき100円 (+消費税)ご負担	翌月26日振替
上記以外の金融機関	手数料1件につき130円 (+消費税)ご負担	翌月26日振替

<銀行振込の方法>

[お振込先]

銀行名	きらやか銀行	支店名	桜田支店
預金種目	普通	口座番号	111120
口座名義	社会福祉法人妙光福祉会 やすらぎの里半郷指定通所介護事業所		
	所長	柳生	法雄

9. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

10. 事故発生時の対応

- ・サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに山形市、家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 非常災害対策

非常災害時の対応方法	利用中に火災・自然災害等が発生した場合は職員の誘導により安全な場所に避難を行います。なお、その後は警察・消防等の指示のもとに対応します。
避難訓練等の概要	消防計画に則り、地震、水害等の災害を予想した防災訓練にも参加して頂きます。
消防計画等	消防計画書を作成し消防署へ届出をしております。
防火設備等の概要	自動火災報知機、消火器、漏電火災報知器、消防機関へ通報する火災報知器、誘導灯及び誘導標識、防火戸防火ダンバー等連携設備

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者：伊藤浩一 ご利用時間：月曜日から金曜日 8時30分から17時30分 (土・日曜日、祝日、年末年始12月31日から1月3日を除きます) 電話番号：023-688-8288
---------	---

(2) 苦情解決の手順

- ① 相談・苦情受付
- ② 相談・苦情受付内容の確認と報告
- ③ 解決に向けての話し合い
- ④ 苦情解決の記録と報告

(3) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
山形市福祉推進部 介護保険課・指導監査課	山形市旅籠町二丁目3番25号	023-641-1212
山形県国民健康保険団体連合会	寒河江市大字寒河江字久保6番地	0237-87-8006
山形県福祉サービス運営適正化 委員会	山形市小白川町2丁目3-31	023-622-1755

13. 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、他サービス機関等への情報提供を行いません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
従業者に対する秘密の保持について	従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者個人の情報及びそのご家族の方の個人情報の取り扱いについては、十分な配慮を行うとともに正当な理由なく第三者に漏らしません。また、従業者をはじめ、実習生やボランティアを受ける際にも守秘義務について遵守します。この守秘義務は雇用契約終了後も同様といたします。

14. 拘束禁止及び人権擁護について

緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束及び行動を制限する行為は行いません。そのために、転倒による骨折や怪我をされる恐れのあるご利用者様には、ご家族の方も含めて話し合いご理解を得られるように致します。

15. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- ・他の利用者のご迷惑になるような行為は慎むようお願いします。
- ・体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。
- ・ハラスメント(パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等)行為をしないで下さい。例えば、事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・過剰なサービスの要求・誹謗中傷等。
- ・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載しないで下さい。

16. 高齢者虐待について

事業者は、契約者への虐待防止のため、高齢者虐待防止法に基づいた措置を講じます。

17. 連帯保証人の設定

契約者は、契約の有効期間中に事理弁識能力（自分で物事を判断したり決定する能力）に欠く場合に備えて、契約者のご家族等をあらかじめ連帯保証人として定めなければなりません。

連帯保証人は、契約者の身元を保証するとともに、契約者の利用料等金銭に関するすべての事項について、連帯責任を負うものとします。

また、契約者・すでに契約者がこの能力に欠けている場合には、連帯保証人が本人に代わりこの契約を締結します。なお、連帯保証人債務により連帯保証人が負う保証債務の限度は金50万円とします。

18. その他

やまがた介護事業者認証評価制度における認証。

（令和7年3月1日 認証更新）

事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

年 月 日

事業所所在地 山形市蔵王半郷字石高79番地7
事業所名 やすらぎの里半郷
説明者氏名 印

私は、事業所より本書面に基づき重要事項の説明及び交付を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

年 月 日

利用者 住所.....

氏名.....印

代理人 住所.....

本人との続柄.....

氏名.....印

連帯保証人 住所.....

本人との続柄.....

氏名.....印